

三次市教育委員会議案第 9 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 20 年 5 月 19 日提出

三次市教育委員会教育長職務代理者 湧田耕生

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部  
を改正する規則（案）

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項及び第 2 項中「安全衛生推進者」を「衛生推進者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。